

E C C 日本語学院名古屋校

全日制 学生募集要項

〈中国本土からの申請者は中国語(簡体字)版をご覧ください。〉

1. 募集コース

入学期	コース	定員	授業時間数
4月	1年コース, 2年コース	160名	1日4時限 週20時限
7月	1年9ヶ月コース		
10月	1年半コース		
1月	1年3ヶ月コース		

短期コースに関しては別途ご案内を参照下さい。

2. 就学ビザ申請の資格

- (1)外国において、12年間以上の学校教育を修了(見込み)の者。
- (2)外国において、大学への入学資格となる中等教育課程を修了している者。
- (3)本校において、(1)および(2)と同等であると認められた者。

3. 出願時期

	出願期間 (ビザ申請者)
4月期入学	8月1日～11月15日
7月期入学	1月10日～3月20日
10月期入学	3月21日～5月31日
1月期入学	7月1日～9月30日

4. 出願方法

- (1)申請者または経費支弁者が書類を本校に出願します。又、その際は本校責任者との面接を済ませて下さい。
- (2)申請者または経費支弁者が日本にいない場合は、直接郵送で出願書類を送付して下さい。

5. 学費(単位：日本円)

(税込)

- (1) 選考料 20,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 授業料

コース	授業料	分割支払い
2年コース	1240,000円	OECD諸国・台湾の方は1年, 半年分づつ(¥330,000)の分割納入が可能です。
1年半コース	940,000円	
1年コース	640,000円	

- 1年3ヶ月コース、1年9ヶ月コースで一括払を希望される場合はお問い合わせ下さい。

(4) 諸費

1. 傷害保険料 2,000円 (1年)

万一のけがや事故に備えて、損害保険に加入します。一旦支払われた保険料は返却することはできません。当校での在籍が1年を越えたところで、もう一度支払っていただきます。

2. 学校作成教材費 5,000円 (半年)

E C C で作成した教材費は授業料の支払い期間に応じてお支払いください。市販の教材費は別途クラス決定後に実費をご負担いただきます。

*学費返却規定 (学生ビザの学生)

- ①一旦納入された選考料、入学金は理由の如何を問わず返却できません。
- ②現地の在外公館にてビザが交付されず、入学できなくなった場合は、その事実を示すパスポートのページのコピーを送付ください。選考料、入学金を除いた金額を返金いたします。

③授業開始後に、退学される場合は最初の6ヶ月分の授業料は返金できません。それ以降については以下の条件を満たせば、次学期以降分を精算して返金いたします。

(1)大学等に進学した場合

(2)退学願を本校に提出して受理された者の帰国が確認された場合

6. 出願書類

1. 就学ビザ申請者

(OECD諸国及び台湾の出願者は◇印の書類は必要ありません)

入学申請者に関する書類。(外国語の書類については翻訳者の氏名、住所を記入した翻訳を別紙で添付して下さい)

(1)入学願書 (FORM-1)

(2)最終出身学校の卒業(見込)証明書(原本)又は卒業証書(原本)

◇(3)最終出身学校及び高校の成績証明書(高校卒業試験成績を含む)

◇(4)最終出身学校の卒業写真

(5)在学証明書

(6)履歴書 (FORM-2)

※入学年齢や課程の年数等が変則的な場合は、その理由を説明する学校等からの文書を添付する。

(7)学習の理由 具体的に詳しく記述する。

(8)写真5枚(4cm×3cm 最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のもの)

(9)旅券のコピー(既にお持ちの方のみ)

(10)日本語学習証明書

①日本語能力検定試験の認定書及び成績通知書を提出する。

②①がない場合は、学習時間数(現在学習中の場合は、現時点での時間数と修了時の時間数を併記すること)・出席・成績が記載されている文書を提出する。

(11)在職証明書(職務内容の記載のあるもの。復職予定の場合は、その旨も記載する)

(12)誓約書 (FORM-3)

※入学志願者、経費支弁者が、それぞれ自筆で署名し、捺印する。

*(1)(6)(7)(12)は、出願者が自筆で記入する。

経費支弁者に関する書類。(外国語の書類については翻訳者の氏名、住所を記入した翻訳を別紙で添付して下さい)

[送金により経費を支弁する場合]

(1)経費支弁書 (FORM-4) 支弁者が自筆で記入の事

※学費は、支払方法に○をする。

※生活費の支払方法は、入国時の持参金、送金金額・回数(～ヶ月に1回等)を明記する。

(2)預金残高証明書

※現地通貨単位で可。

◇(3)過去からの預金通帳の写し等資金形成がわかる資料

※通帳の写しはカラーコピー・公正証書付きが望ましい。

◇(4)定期預金証書の写し

※カラーコピーが望ましい。

(5)職業証明

・一般被雇用者 → 在職証明(◇公正証書付きが望ましい。)

・自営業者・会社経営者 → 営業許可書や会社の登記簿謄本(◇公正証書付きが望ましい。)

(6)収入及び納税証明書(在籍会社発行)

※中国の方は収入証明については過去3年間にわたるもの。納税証明について算出方法の記載があるもの。

(7)納税証明書(税務局発行のもの)

※提出できない場合はその説明書

(8)申請者との関係を立証する証明書(中国の方は公正証書、韓国の方は戸籍の全ページ)

◇(9)戸籍の写し

※カラーコピー、申請者及び家族全員分公正証書が望ましい。

◇(10)身分証明書の写し

※申請者及び経費支弁者分

[本人以外の本邦居住者が経費を支弁する場合]

- (1)経費支弁書 (FORM-4) 実印使用の事、支弁者が自筆で記入の事
- (2)身元保証書 (FORM-5) 実印使用の事
- (3) (支弁者の) 住民税の納税証明書 (所得金額も明記されたもの)
- (4)預金残高証明書
- (5)職業証明
会社の従業員……在職証明書
会社の役員……会社の登記簿謄本
自営業……営業許可証 (写し)
- (6)印鑑登録証明書
- (7)住民票 (同一世帯全員が記載されているもの)
※外国人の場合は、「登録原票記載事項証明書」
- (8)申請者との関係を立証するもの
①親族の場合 (原則として3親等以内)…本国の戸籍・住民登録等
②会社関係の場合……申請者と会社との関係を十分に説明できる書類 (事務局にご相談下さい。)

[申請人本人が経費を支弁する場合]

- (1)申請人名義の銀行等における預金残高証明書 (本人の資産を証明する資料)
- (2)在職証明書
- (3)納税証明書 (所得金額が記載されたもの)

<留意事項>

- 1、提出資料については、申請前6ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。
- 2、証明書類はできるだけ発行機関の名称・所在地等が印刷された用紙で作成して下さい。
- 3、日本在住で身元保証人になって下さる方がいらっしゃる場合は、その方に身元保証書 (FORM-5) にご記入いただき、提出して下さい。
- 4、上記書類は必要最低限のものであり、この他にも在留資格認定のための条件に適合していることを立証するための書類を提出していただく場合があります。
- 5、出願書類は記入前と記入後にコピーを取っておかれると、訂正の際に便利です。
- 6、提出できない書類がある場合はご相談ください。
- 7、中国大陸からの申請者は別紙中国語の募集要項をご覧ください。

7. **就学ビザで学習するにあたっての注意**

1. 就学生がアルバイトをするには、資格外活動許可書が必要です。
アルバイトの時間数は、当校の場合、1週間28時間以内で、風俗業等の職には従事することができません。本校の規則では資格外活動許可書は、入学後3ヶ月が経過し、出席率、成績に問題のない者に対し、学校が許可を出し、入国管理局に申請いたします。
 2. 就学生は国民健康保険に加入しなければなりません。保険料は実費です。
 3. 学生は欠席・遅刻・早退することなく全力で学習に取り組む必要があります。
- *すでにビザをお持ちでビザ申請が不要な方は別途案内をご覧ください。

出願場所及び受付時間

ECC日本語学院名古屋校

〒460-0022 名古屋市中区金山1-16-16

電話 (052) 339-2977

FAX (052) 339-2979

E-mail nnihongo@ecc.co.jp

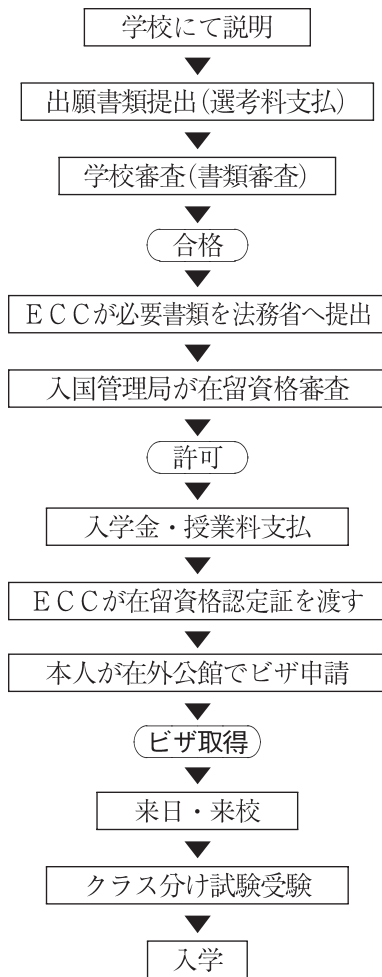
ホームページ <http://ecc-nihongo.com>

月曜日～金曜日 9:00～17:00

できるだけ電話にてご予約の上お越し下さい。

出願から入学まで

1. 就学ビザ申請者



• 提出書類より選考審査を行います。

• 選考審査に合格された方には「入学許可書」を発行し、必要書類を法務局に提出します。

• 経費支弁者は、本校が指定する方法によって入学金・授業料を納入します。納金の確認と同時に在留資格認定証をお渡しします。

• 入学志願者は法務省入国管理局発行の在留資格認定証を持って、在外日本公館にビザ申請を行います。ビザ受給後、出国の準備に入ります。

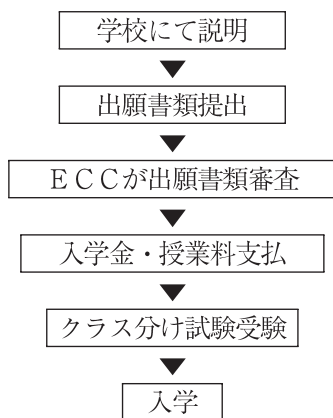
※旅券申請、査証申請の際に必要な書類を各申請先機関に直接問い合わせてください。

• 入学志願者は授業開始の遅くとも一週間前までに来日してください。

• 開講日に遅延した場合は、入学を取り消すことがあります。

• 日本語の能力に応じてクラス分けを行います。クラス分けには試験結果、動機、日本語の必要性、学歴等が考慮されます。

2. 就学ビザの申請が不要な方



• 必要に応じて簡単な筆記試験を行います。

• 日本語の能力に応じてクラス分けを行います。クラス分けには試験結果、動機、日本語の必要性、学歴等が考慮されます。